

第4回新産業廃棄物最終処分場整備のあり方検討委員会議事要旨

○検討結果

(1) 新産業廃棄物最終処分場整備のあり方に関する基本方針の概要について

これまでの検討委員会での議論を踏まえ、8月20日付で、公共関与の必要性や施設規模、整備手法、候補地選定の方法等を定めた基本方針を策定し、同月30日に公表した。

9月18日に、県内の市町村職員を対象に、基本方針の説明会を開催するとともに、エコフロンティアかさまの見学会を実施し、市町村の協力を依頼した。

(2) 整備可能地の選定の進め方について

3回の検討委員会において、3次のスクリーニングにより整備可能地を抽出し、総合評価を行う。

(3) 1次整備可能地の選定結果について

法令上の規制状況等に基づく立地回避区域を除く県内全域から、整備可能地要件や必要面積等を設定した結果、1次整備可能地46箇所を抽出した。

(4) 2次整備可能地の選定方法について

1次整備可能地から候補地を絞り込むため、自然条件、生活環境条件、社会条件や建設条件などの選定項目と選定基準について検討した。

(5) 委員会の開催結果に関する情報の公表内容について

県HPにおいて、整備可能地の特定につながる1次整備可能地一覧及び図面関係を除き、資料及び議事要旨を公表する（1次整備可能地は数のみ公表）。

○主な発言（要旨）

(1) 新産業廃棄物最終処分場整備のあり方に関する基本方針の概要について

（委員）

基本方針の説明会において、市町村の担当者から意見、質問等があったのか。

（事務局）

基本方針については、特に質問、意見はなかった。エコフロンティアかさまの視察をしていただき、熱心に見ていただいた。全市町村に声をかけ、ほとんどの市町村が出席し、担当課長レベルの出席が多かった。

(2) 整備可能地の選定の進め方について

（委員）

1次スクリーニングで整備可能地の数は、この後で説明いただくが、2次スクリーニングで、例えば10か所、最後に2～4か所とか、そこは結果次第であるが、最終的に3次スクリーニングで、あまり多すぎても選ぶのは難しいので、常識的な範囲で数を選ぶのかと思う。

今日の第4回以降は非公開で、機微に触れる情報を扱うことになるが、事務局としては、きちんと透明性を確保するため、議事要旨をまとめて、確認いただいてから、私に一任いただいて公表していくプロセスになるので、遠慮することなく発言して欲しい。

(3) 1次整備可能地の選定結果について

(委員)

土地利用上、利用されているところは、候補地から外すということによいか。

(事務局)

外すことで整理している。

(委員)

住居に近いところもあるが、住居との関係は。住居がなければよいのか。

(事務局)

住居については、国勢調査に基づく人口が、250mメッシュで1人以上いない箇所としている。

(委員)

廃止したゴルフ場も、既に倒産して廃業している情報があれば、候補地に含めることも可能ではないか。

(委員)

ゴルフ場については、整理していただきたい。

また、例えば、採石場跡地などは、どのような扱いになっているのか。

(事務局)

採石場跡地については、面積的に取れそうなところは候補地に含めている。

(委員)

地下水位が5mより地表面に近いところを避けたということは、選ばれた土地は、地下水を測定して選定しているのか。

(事務局)

地下水は、測定ではなく、既存のデータで選んでいる。

(委員)

客観的に候補地の絞り方をされていると思うが、今回、箇所数が46箇所である。

もっとたくさんあったが、例えば、水源が取水位置から1kmの範囲ということや、下水道計画区域から5kmの範囲など、法令とは違う制約条件や一次整備可能地要件もある。

ある程度、数も意識して決めたのか。それとも、一般的な数値を入れたらこの数になったのか。

(事務局)

主要道路からの距離については、当初2kmとしていたが、数が多くなったので、直線距離で1kmとした。また、農業振興地域についても、実際に処分場を造るのは難しいと考えた。下水道についても、エコフロンティアかさまの接続距離が4kmということも踏まえ、5km程度とした。

(委員)

実際に絞っていった、戻ることはしないという基本的な考え方はあるが、その中では、うまく整理されているのではないかと思う。

(委員)

今回、選んだ候補地について、結果的に取水口の上流にあるところもあるのか。

(事務局)

水源については、水道用水、工業用水、農業用水の取水位置から 1km 範囲は除外している。今は地図情報から確認しているが、今後は、個別に確認する。

(委員)

今の段階で、これは立地不可能という箇所について、市町村の条例等も、条件として見ているのか。他に漏れているものはないか。

(事務局)

茨城県自然環境保全条例など、県条例でみているところもある。

市町村の定める地区計画についてもみている。

(委員)

基本的に埋立て高さを 15m で想定しているが、実際に山を 15m 掘るのか、低いところを活用するのか。

(事務局)

エコフロンティアかさまの場合は、採石場跡地ということで深くなっているが、全国事例では 15m 程度ということで、埋立て面積を算定している。

(委員)

採石場跡地は深いが、30ha で厳密にそれ以上としているのか。

(事務局)

採石場跡地は、深さは取れるので、若干、30ha 未満でも対象にしている。

(委員)

最終処分場は、斜面よりはお皿のような形の方が、廃棄物地盤を最終的に安定させやすい。

スクリーニングの段階で考慮するのは難しいと思うが、そういうことも考えて、トータル的にしっかりやっていく必要がある。

(委員)

3次スクリーニングにおいて、技術的に難しいところばかりだったとにならないようにしてほしい。

(委員)

最終形態も考えて整理した方がよい。

(委員)

それでは、廃止ゴルフ場も、どこまで考慮できるのかを整理してほしい。

今回出てきた皆さんの意見は、2次、3次スクリーニングでも考慮するので、1次スクリーニングはほぼ適切であるという形で、46箇所が整備可能地として進めてよいか。

(了 承)

(4) 2次整備可能地の選定方法について

(委員)

自然条件の中で、地盤情報データベースを活用するという話があったが、この選定された 46 箇所の中に情報がない場合、近場を選んで考えるのか。

(事務局)

情報がないところは、周辺の情報データをなるべくたくさん集めて、その地質構造を検討する。

(委員)

経済性の観点から、最終処分場が県内のどこにあるのか、どこから、どれくらいの最終処分が必要な廃棄物が出てくるかで、運搬にかかってくるお金が変わってくると思う。

(事務局)

3次スクリーニングで、経済性などを対象として評価することとしている。

(委員)

ご指摘の点は、是非、3次スクリーニングで。廃棄物の発生に対する排出重心の議論になるのかと思う。

次回、どういう風に経済性を考えていくのかを説明してほしい。

(委員)

それぞれの場所において、例えば、居住地からの距離が300mや500mだった場合、何を重視して2次スクリーニングの結果を示すのか。何を重視するかによっても、絞り方が変わってくる。

観光地についても、年間50万人訪れる観光地では、距離の置き方で重みが違う。

(事務局)

これは、相対的な評価になる。300mは何軒あるのかなど。

次回、事務局から、そのような情報を含めた素案を示して、議論していただきたい。

(委員)

沢山の要素があるが、この要素をより優先するという重みづけはあるのか。

この項目は絶対だとか、重みづけがあるかによって絞り方が変わるのではないか。

(委員)

候補地が、明らかに線引きできるならいいが、次の議論のときに、微妙なところはある程度入れるか、切るか、この指標は、こういう判断でここまでにしたということを説明できるようにしてほしい。

できるだけ客観性を持って説明責任を持つことは必要だと思う。

(5) 委員会の開催結果に関する情報の公表内容について

(委員)

公表する範囲は資料1から5までと議事要旨、1次整備可能地が46箇所であるという数値を出すということ。

(委員)

市町村数は入れなくてよいか。

(事務局)

市町村の混乱を招くおそれがあるので、数のみ公表としたい。

(委員)

どこまで公開するかどうかは、市町村にどこまで理解醸成を図るかという点とも深く関わっている。ある県では、時間と労力をかけて、市町村に対し、別途に説明を行って

いるケースもある。

今回、県が市町村への説明会を開催しているが、市町村ごとの候補地の箇所数などの情報を発表をすると、その時点で無用な混乱を招く可能性もある。慎重な判断が求められる。

(委員)

先の話になるが、3次スクリーニングの後、どの段階で公にしていくのか。

(委員)

今の段階で46箇所というだけの公表ということで、最後まで、具体的な市町村名は、対外的に示さない方針である。

(委員)

県では、最終的に交渉していくに当たって、選定された理由を説明するのか。

(事務局)

最終的には、県がきちんと説明していく。

(委員)

最後に、現存のエコフロンティアかさまの事業を、積極的にアピールしていただきたい。

検討委員会での議論と同時に、エコフロンティアかさまが、これまで、如何に苦勞しながらも、県民生活に役立ってきたのかアピールし、最終処分場に対する十分な理解が共有された中で、新処分場立地の検討を県民とともに進めていくことが大切である。